

基準ランクの判定(事業型)

(1) 当年度の無事故ポイントの計算

更新時に、当年度(更新時直前の保険期間をいう)を含む過去3年間における保険事故の発生状況に基づいて、次のとおり当年度の無事故ポイントを計算します。

$$\text{当年度の無事故ポイント} = \text{基礎点} + \text{事故点}$$

基礎点と事故点は次のとおりです。事故点は、過去3年間の保険事故が対象となります。

【基礎点】

契約の内容	無事故ポイント
通常契約	5.0
法律相談料保険金を不担保とする契約	2.0
法務費用保険金を不担保とする契約	2.0

【事故点】

	無事故ポイント		
	当年度発生分	前年度発生分	前々年度発生分
法律相談料保険金の支払対象事故1件あたり	- 2.0	- 1.0	-
法務費用保険金の支払対象事故1件あたり	- 5.0	- 1.0	- 1.0

(注)事故点は、当年度、前年度、前々年度における法律相談料保険金および法務費用保険金の支払対象事故1件あたり上表に基づき算出した値の合計となります。

<例>

通常契約で、当年度に法律相談料保険金の支払事故1回、前年度に法務費用保険金の支払事故が1回ある場合には、

基礎点 = 5.0

事故点 = 当年度に発生した法律相談料保険金の事故(-2.0) + 前年度の法務費用保険金の支払事故(-1.0) = -3.0

当年度の無事故ポイント = 基礎点 + 事故点 = 5.0 - 3.0 = 2.0

(2) 無事故ポイントの累計値の計算

前年までの無事故ポイントの累積値に、(1)の当年度無事故ポイントを加算して、当年度末の累計値を算出します。

<例>

通常契約で、前年度末の無事故ポイント累計値が20.0、当年度の無事故ポイントが2.0の場合、

当年度末の無事故ポイントの累計値は20.0+2.0=22.0となります。

(3) 基準ランクの判定

① 無事故ポイントの累計値を経過年数で割った値

(2)で算出した無事故ポイントの累計値を、責任開始日(加入日)から更新日までの経過年数で割った値を計算します。

② 基準ランクの判定

①の値(=無事故ポイント/経過年数)を次の表に当てはめて、基準ランクを判定します。

この際、下表の最低基準値のうち、①の値を超えている基準ランク(等級)のうち、最も高いものが当年度の基準ランクとなります。

事業型	無事故ポイント累計値/経過年数の最低基準値		
	通常契約	法律相談料保険金 不担保特約付き	法務費用保険金 不担保特約付き
1	-10.455	-3.878	-7.577
2	-8.009	-2.959	-6.050
3	-5.563	-2.040	-4.523
4	-3.214	-1.158	-3.056
5	-0.864	-0.275	-1.589
6	0.222	0.150	-0.928
7	1.308	0.575	-0.266
8	1.696	0.721	-0.024
9	2.085	0.866	0.219
10	2.473	1.012	0.461
11	2.643	1.082	0.561
12	2.813	1.152	0.661
13	2.983	1.221	0.762
14	3.153	1.291	0.862
15	3.323	1.361	0.962
16	3.406	1.389	1.017
17	3.489	1.417	1.071
18	3.571	1.446	1.126
19	3.654	1.474	1.180
20	3.737	1.502	1.235

<例>

事業型の通常契約で、(2)による無事故ポイントの累計値が22.0、経過年数が6年の場合には、

無事故ポイント累計値/経過年数= $22.0 / 6 = 3.667$

となるので、上表によれば基準ランク19等級の場合の最低基準値が3.654、20等級の場合の最低基準値は3.737なので、最低基準値を超える最も高い基準ランクは19等級です。

このことから、ステップ2またはステップ3により更新後の適用等級を決定するための基準ランクは、19等級となります。